

2023 年 9 月 29 日

各位

株式会社 PR TIMES

執行役員 カスタマーリレーションズ本部長

三浦 和樹

ステルスマーケティング告示に伴う、PR TIMES ご利用企業様へプレスリリース上の表現等に関するお願い

平素より PR TIMES をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

消費者庁より発表の通り、2023 年 10 月 1 日からステルスマーケティングを不当表示とするよう景品表示法第 5 条第 3 号に基づく告示が指定されました。「PR TIMES」に掲載されるプレスリリースは広告とは異なるものの、景品表示法の規制対象である表示媒体に該当します。

1. プレスリリース上の表現等に関する今後の方針

プレスリリース上の表現ならびにプレスリリースからアクセス可能な Web サイトにおいて、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」は今後掲載いただけません。これまでに発表いただいたプレスリリースであったとしても、2023 年 10 月 1 日以降閲覧可能なプレスリリースならびにプレスリリースからアクセス可能な Web サイトにおいて同様の表示は掲載いただけません。

既に発表済みのプレスリリース内容の編集・追加は、お客様管理画面より操作していただけます。操作方法につきましては PR TIMES MAGAZINE の以下の記事をご参照ください。

(PR TIMES MAGAZINE : <https://prtimes.jp/magazine/after-delivery/>)

2. タイムリーな配信の実現と掲載基準につきまして

広報活動において、発表のスピード感他に代え難い重要性を持つため、PR TIMES ではご利用企業様が自らプレスリリースをタイムリーに配信できるシステムを採用しています。一方で、ご利用企業様とそのステークホルダーとの関係性を毀損するような事態を防ぐため、プレスリリース掲載基準を設け、弊社スタッフが全てのプレスリリースに順次目を通し、プレスリリースとして公開するに適した内容であるか審査しています。不適切な内容を発見した場合には、速やかに内容訂正や削除などの対処をしています。さらに内容や結果の重さ、再違反の可能性などを勘案しましてサービス利用停止などの措置をとっています。

(プレスリリース掲載基準 : <https://tayori.com/q/prtimes-contents-guideline/>)

事業者ならびにアフィリエイト広告を表示しているメディア運営者の皆様におかれましては、消費者庁 Web サイトに掲載されている各種資料をご参考のうえ、表示の管理を徹底いただくよう、お願い申し上げます。私たちは、プレスリリースがメディア・記者の取材活動にお役立ていただける情報源という役割を越えて、直接生活者に見て楽しんでいただける有用なコンテンツと考えております。今後も PR TIMES は情報の安全性・信頼性を第一に審査プロセスを通じたご利用企業様のサポートを行ってまいります。

参考リンク（消費者庁発表資料の一部）

[「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準](#)

景品表示法とステルスマーケティング～事例で分かるステルスマーケティング告示ガイドブック～
事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針

今後もどうか「PR TIMES」をご愛顧いただけますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

PR TIMES : <https://prtimes.jp/>

以上